

ほけんだより 4月

令和7年4月15日 江戸川区立南葛西中学校 保健室

春の訪れとともに新しい1年がスタートしました。ご入学、ご進級おめでとうございます。成長期の皆さんには栄養バランスのよい食事をしっかり食べること、質のよい睡眠をとること、身体をおもいっきり動かすことがとても大切です。規則正しい生活リズムを心掛け今年も1年元気に過ごしましょう。

健康診断が始まります！

健康診断の日程は、1年生は入学式、2、3年生は始業式に配布した別紙をご覧ください。検診後、治療が必要な人には「健康診断結果のお知らせ」をお渡します。早めに病院を受診しましょう。お知らせがない場合は、「異常なし」です。

どうして健康診断をするのかな？

＊自分のからだについて知るため

自分のからだの成長を知ったり、異常が隠れていないかを確認したりします。

＊病気を早く見つけて、早く治療するため

検査や検診を通じて、具合の良くないところを見つけ、早めに治療へとつなげていきます。

＊自分のからだや健康に関心をもつため

健康診断をきっかけに、自分のからだや健康に関心がもて、健康の維持につながります。



内科：村澤 光洋先生（村澤医院）
眼科：高間 直彦先生（たかま眼科クリニック）
歯科：佐藤 太先生（ドルフィンファミリー歯科）
耳鼻科：佐野 良一先生（さの耳鼻科）
薬剤師：西村 哲也先生（薬局ニコニコ）

健康診断で診察していただきます♪

♪ 保健室の利用について ♪



(1) 保健室の利用方法

授業中：授業の先生に伝え「保健室利用連絡票」を書いてもらう

⇒職員室に行き、職員室にいる先生から「保健室利用連絡票」にサインをもらう⇒保健室へ

休み時間：次の授業の先生に伝え「保健室利用連絡票」を書いてもらう（次の授業の先生がいなければ保健委員またはクラスメイトに伝える）⇒職員室に行き、職員室にいる先生から「保健室利用連絡票」にサインをもらう⇒保健室へ

(2) 保健室でのけがの手当ては当日のみです。学校外で発生したけがは家で手当てをしましょう。

(3) 飲み薬は学校では渡しません。薬を飲みたいときは、家から持ってきましょう。

保護者の皆様へ



①保健室の利用について ご協力をお願いします！

●ケガをしたとき

緊急を要する場合、生徒のかかりつけ医療機関又は最寄りの医療機関を受診します。

可能な限り保護者の方に学校まで迎えに来ていただき医療機関を受診していただくこととなります。

●体調が悪いとき

保健室で休養しても回復しない場合、家庭連絡の上、早退となります。1人で歩いて帰れない場合、

保護者の方に迎えに来ていただくこととなります。※保健室での休養は原則1時間以内です。



②学校感染症による出席停止について

下記の感染症(疑い含む)と診断された場合は、医師による登校許可が出るまで出席停止となります。出席停止期間中は欠席数にカウントされませんが、治って学校に登校する際は、インフルエンザの場合は「**季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書**」(資料① 医師・保護者記入)、インフルエンザ以外の感染症の場合は「**証明書**」(資料②、医師記入)を登校日に学校へ提出する必要があります。書類は病院で用意しているところが多いですが、南中のHPからもダウンロードできます。

※当面の間、新型コロナウイルスは「**証明書**」の提出は不要です。

※書類は病院独自の用紙でも構いません。用紙の記入に文書料が発生する病院もあります。

出席停止となる感染症

※これらの感染症にかかった場合は、
学校へご連絡ください。

新型コロナウイルス・インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・風疹(三日はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎(はやり目)、溶連菌感染症・感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎、ノロウイルス等)・マイコプラズマ肺炎…等

資料①

季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書

保護者様 江戸川区立南葛西中学校

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全に治ってから登校しましょう。ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。登校する際は、下記診断報告書に主治医の証明をいただいた上で、登校許可書をご記入し、提出をお願いします。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した日から5日まで
※ 肺炎の場合、発症した日から5日まで、解熱した日から3日まで	

季節性インフルエンザ診断報告書

姓 氏名 _____

上記の者が、季節性インフルエンザに罹患していることを証明します。

発症日 年 月 日 診断日 年 月 日

診断医氏名 _____

学校長 殿 登校報告書

登校を再断するに当たり、下記のとおり報告いたします。

発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
発症日	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1. 発症とは、発症を認められた日から2日間、インフルエンザ検査が(陽性反応)が検出された日、その日を指します。
※2. 発症した日から5日以内、発熱した日から5日までと数えます。
※3. 本人の状態が悪い時は、医師と相談してください。

発熱した日 年 月 日 発熱再発日 年 月 日

告知 年 月 日 保護者署名 _____

資料②

お知らせ(感染症)

保護者様 江戸川区立南葛西中学校

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全に治してから登校しましょう。ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。なお、病院により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。発症したときは下記証明書をお持ちください。

病名	出席停止の期間
1 流行性結核	発症の疑いがあるまで、または発症の疑いが排除された後、3日を過ぎるまで
2 麻疹(はしか)	発熱した後、5日を過ぎるまで
3 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、腫れ、痛みが治癒した日から5日を過ぎるまで、全身状態がよくなるまで
4 風疹(三日はしか)	発熱が治癒するまで
5 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
6 咽頭結膜熱(プール熱)	発熱がなくなった後、2日を過ぎるまで
7 細菌性髄膜炎	発症の日から少なくとも2週間経過後まで
8 細菌性髄膜炎(髄膜炎)	発症の日から少なくとも2週間経過後まで
9 急性出血性結膜炎	発症のおそれがないと認められるまで
10 急性出血性結膜炎	発症のおそれがないと認められるまで
11 伝染性軟下疳	治療開始1日を過ぎ、全身状態がよくなるまで
12 伝染性軟下疳(りんご病)	発熱がなくなった後、2日を過ぎるまで
13 手足口病	熱が下がって口内が治癒するまで
14 急性胃腸炎	下痢、嘔吐が治癒した後、発熱のおそれがない状態になるまで
15 その他	

学校長 殿 証明書

姓 氏名 _____

年 月 日

告知 年 月 日 医師

③日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

～学校で発生した傷病により病院を受診した場合の医療費について～



災害共済給付制度とは、お子様が学校の管理下(登下校含む)で起こった傷病(けが、熱中症、ガス等の中毒、溺水等)で病院(整骨院含む)を受診した際に、日本スポーツ振興センターから保護者の方へ給付金(お見舞金)が支払われる制度です。災害共済給付制度を利用すると、病院で子ども医療証を使わずに総医療費の3割を自己負担していただきますが、申請書類を病院(整骨院、薬局)で記入していただき学校へ提出することで、総医療費の4割が保護者の方の口座へ振り込まれます。

※詳しくは、年度当初(1年生は入学式、2・3年生は始業式)に配布した「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と共済掛金の全額区費負担について」(江戸川区教育委員会発行)をご覧ください。